

令和6年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和6年5月15日 開会

令和6年5月15日 閉会

令和6年5月15日午後1時00分富士宮市農業委員会会長齊藤 学は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19 名

出席委員 18 名

農業委員出席委員

2番 近藤千鶴	3番 赤池勝	4番 齊藤学
5番 佐野守	6番 佐野均	7番 佐野強
8番 伊藤照男	9番 近藤雅隆	10番 村松義正
11番 富永政則	12番 宮島孝子	13番 遠藤光浩
14番 旭一昭	15番 荻真教	16番 後藤文隆
17番 佐野むつみ	18番 内堀忠雄	19番 杉山弘子

欠席委員

1番 脇坂英治

農地利用最適化推進委員出席委員

1番 土井治	3番 渡井清孝	6番 村松慎一
7番 土井一彦	8番 加藤文男	10番 有賀文彦
11番 鈴木四郎	12番 篠原兼義	13番 牧澤邦彦

欠席委員

2番 塩川金彦	4番 渡邊勝彦	5番 竹川篤史
9番 藤浪庸一		

事務局職員

(併) 事務局長	野毛裕紀子	次長兼振興係長	保坂伸次
主任主査	押尾貞治	主査	池田幸司
主査	滝口悠美		

議長 会長 齊藤 学 (以下同じ)

本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。農繁期で何かとお忙しいことと存じますが、よろしく申し上げます。

それでは、会議に入る前に、1番 脇坂英治委員から本日の会議に欠席する旨の申し出がありましたので、御報告いたします。出席委員は定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、農地法の規定による申請についての取下願の処理状況を事務局に報告させていただきます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

本日配布しました令和6年4月12日から令和6年5月14日までの農地法の規定による申請について、取り下げ願いの処理状況を御覧ください。

第1項について、所在地等は議案のとおりです。

令和6年4月19日、農地法第3条許可申請受付番号第43号で受理しておりましたが、都合により、令和6年5月10日に取り消し願いが提出されました。

第2項について、所在地等は議案のとおりです。

令和6年4月19日、農地法第3条許可申請受付番号第44号で受理しておりましたが、都合により、令和6年5月7日に取り消し願いが提出されました。

第3項について、所在地等は議案のとおりです。

令和6年4月19日、農地法第3条許可申請受付番号第45号で受理しておりましたが、都合により、令和6年5月7日に取り消し願いが提出されました。

第4項について、所在地等は議案のとおりです。

令和6年4月19日、農地法第3条許可申請受付番号第47号で受理しておりましたが、都合により、令和6年5月10日に取り消し願いが提出されました。

第5項について、所在地等は議案のとおりです。

令和6年4月19日、農地法第3条許可申請受付番号第50号で受理しておりましたが、都合により、令和6年5月14日に取り消し願いが提出されました。

報告は、以上です。

議長

処理状況であります。質疑があれば、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。それでは「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日と決定したいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

異議なしと認めます。よって、会期を本日1日と決定いたします。

次に、「会議録署名人の指名について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人は、2番 近藤千鶴委員、3番 赤池勝委員を指名することに御異議ございませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって、「会議録署名人」に、2番 近藤千鶴委員、3番 赤池勝委員を指名いたします。

本日の議事日程は、目次のとおり報第21号から協第4号です。

初めに、報第21号から報第25号までを一括して事務局から報告させます。

事務局。

事務局 池田主査

令和6年3月21日から令和6年4月20日までの受理分について報告いたします。議案の1ページを御覧ください。

朗読します。

報第21号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が10件提出されました。

続きまして、議案の4ページを御覧ください。

朗読します。

報第22号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、4件の届出が受理されました。

続きまして、議案の6ページを御覧ください。

朗読します。

報第23号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、2件の届出を受理しました。

続きまして、議案の7ページを御覧ください。

朗読します。

報第24号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転又はその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項第6号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、14件の届出を受理しました。

続きまして、議案の11ページを御覧ください。

朗読します。

報第25号 農地中間管理権に係る賃貸借等の解除通知の受理について

農地中間管理事業の推進に関する法律第20条第1項に基づき、知事の承認を受けて別紙のとおり農地中間管理権を解除したことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、4件の届出を受理しました。

報告は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。

御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。よって、報第21号から報第25号まで報告済みといたします。

次に、「議第24号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

議案の13ページを御覧ください。

議第24号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転又はその他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第1項、第2項、第3項は、都合により取り下げとなりました。

第4項及び別冊航空写真は、1ページを御覧ください。

なお、第4項以下は差替えとなっております。

申請地は、淀師で、富士宮西高等学校の南に位置する農地です。

受人は、淀師にお住まいの新規就農者で、渡人は議案書のとおりです。

贈与契約となります。

受人は、自分で育てた野菜を取り入れ使用したいと思い農地を探していたところ、JAから申請地を紹介され、申請に至ったものです。

受人は、ナスやサツマイモ、ジャガイモ等を栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は1,074平方メートルで、稼働人員は1名です。

第5項は、都合により取り下げとなりました。

続きまして、第6項及び別冊航空写真は、2ページを御覧ください。

申請地は、青木で、安立寺の北東に位置する農地です。

受人は、淀平町にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。

贈与契約になります。

受人は、以前より野菜栽培等をしたいと考えていたところ、父親から、高齢化に伴い耕作が大変になってきたため申請農地を譲り渡したいとの意向があったことから、独立し農業経営を行うべく申請に至ったものです。

申請地では、サトイモ、ジャガイモ、落花生などを栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は1,377平方メートル、稼働人員は2名です。

続きまして、第7項及び別冊航空写真は、3ページを御覧ください。

申請地は、上条で、大石寺の西に位置する農地です。

受人は、上条にお住まいで、渡人は、議案書のとおりです。

贈与契約になります。

受人と渡人は親戚関係にあり、渡人が体調面で耕作が難しくなったため、近隣に住む耕作管理できる受人に所有権移転したく申請に至ったものです。

受人は露地野菜を栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は5,139.3平方メートルで、稼働人員は1名です。

第8項は、都合により取り下げとなりました。

続きまして、第9項及び別冊航空写真は、4ページを御覧ください。

申請地は、大久保で、中部紙工株式会社静岡工場の南に位置する農地です。

受人は、大久保にお住まいで、渡人は、議案書のとおりです。

売買契約になります。

これまで受人が耕作等を口約束で管理しておりましたが、今回、所有権移転を行うものとなります。

受人は白菜やキャベツ、大根を栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は528平方メートルで、稼働人員は2名です。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案のうち、4項及び6項について、担当委員の調査報告をお願いします。

15番。

15番 萩真教委員

ただいま審議中の第4項について、現地調査の結果について報告いたします。

5月9日、午後1時30分頃、譲受人、中間管理担当者2名、事務局、私の計5名で申請地で会い、話を聞きました。

申請地は、以前より雑草の処理に困っており、譲渡人が中間管理機構に相談したところ、申請地近隣に農地を求めていた譲受人に紹介し、草刈り等の管理をしていただければ無償で譲渡するということから、今回の申請となりました。

現在、申請地は草刈りも終わりすぐに作付けできる状態となっております。

新規就農ではありますが、家の手伝いなど、多少の経験があるようです。

その他は、事務局の説明のとおりだと思います。

続きまして、第6項について、現地調査の報告をさせていただきます。

同日5月9日、午後2時頃より、代理人行政書士、事務局、私の3名で申請地で会い、話を聞きました。

譲渡人と譲受人は親子であり、以前からともに農業をやっておりましたが、譲渡人が高齢になり、息子である譲受人が農業に意欲もあり、今回、申請地を贈与にて取得し、独立して営農を広げたいということになり、今回の申請となりました。

申請地は現在も耕作されており、機械・器具も揃っております。

事務局の報告のとおり問題ありません。

2件とも申請に問題はないと思いますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。それでは、農業委員による採決を行います。

議第24号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第24号は、原案のとおり処理することに決定しました。

次に、「議第25号 非農地証明申請の審議について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

議案の16ページを御覧ください。

朗読します。

議第25号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて、証明申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び第2項は同一案件になりますので、併せて説明いたします。

別冊航空写真は、5ページを御覧ください。

申請地は北山で、北山保育園の東に位置する農地です。

明治36年に申請地に自己用住宅が建築され、宅地として使用してきました。都市計画法上は線引き前宅地のため問題ありません。

10年以上前から宅地化していることが確認でき、農地への復元も困難であるため、非農地として扱って差し支えないと判断しました。

第3項及び別冊航空写真は、6ページを御覧ください。

申請地は上稲子で、旧飛騨温泉の西に位置する農地です。昭和16年、月日は不明ですが、申請者の先々代が耕作できなくなり、周りの山林に浸食され、現在に至ったものです。10年以上前から山林であることが確認でき、農地への復元も困難であるため、非農地として扱って差し支えないと判断しました。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

11番。

11番 富永政則委員

ただいま審議中の第1項並びに2項について、ともに関連事項なのでまとめて報告します。

5月13日、9時45分より、申請人、担当行政書士、内堀委員、事務局2名で現地調査を行いました。

明治36年頃、曾祖父がここに土地を取得し、宅地として使用していましたが、昭和47年に線引き前住宅として今の家が建っていますが、東側をお母さん、西側を息さんが所有し、間には水路と換地があります。その換地を払い下げして、今回の宅地申請となりました。

事務局の報告どおり問題はありません。審議をお願いします。

議長

14番。

14番 旭一昭委員

ただいま審議中の第3項について現地調査を行いましたので、御報告を申し上げます。

一昨日、13日の月曜日、午前11時に、申請人立ち会いのもと鈴木推進委員、事務局2名と私の4名で現地調査を行いました。



申請地は、上稲子のユートリオから北へ約3キロ入った旧飛岡温泉の西側に位置し山深いところで、周囲は山林に囲まれております。畑が4筆ありましたが、戦前の昭和16年には、もう耕作困難により放棄され、以来、80年以上経過しております。

森林・原野化しており、農地への復元は不可能であると判断いたしました。

別冊の航空写真6ページのと通りの状況です。

申請のとおり差し支えないと考えます。御審議のほどよろしく願います。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。それでは、農業委員による採決を行います。

議第25号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第25号は、原案のとおり処理することに決定しました。

次に、「協第4号 農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について」を協議いたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

本日、机上に配付しております「農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について」と題された議案を御覧ください。

朗読します。

協第4号 農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について

令和6年4月30日付け富農第153号の2で農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき意見を求められた富士宮市農用地利用集積等促進計画について意見を伺う。

議案「農用地利用集積等促進計画に関する意見について」を3枚めくっていただき、富士宮市農用地利用集積等促進計画第1項を御覧ください。

第1項から順に説明いたします。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

水稻を栽培し、設定期間は5年で再設定になります。

移転後経営面積は9,122平方メートルになります。

続きまして、第2項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

水稻を栽培し、設定期間は10年で再設定になります。

移転後経営面積は12万8,649.82平方メートルになります。

続きまして、第3項及び第4項は同一受人の案件となりますので、一括して説明します。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

野菜を栽培し、設定期間は10年で新規となります。

移転後経営面積は1万3,080.52平方メートルになります。

続きまして、第5項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

牧草を栽培し、設定期間は10年で新規になります。

移転後経営面積は21万4,329平方メートルになります。

第6項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

野菜を栽培し、設定期間は10年で新規になります。

移転後経営面積は2万2,811平方メートルになります。

続きまして、第7項及び第8項は同一受人の案件になりますので、一括して説明します。

受人は議案書のとおりで、賃借権設定です。

野菜を栽培し、設定期間は10年で、新規になります。

移転後経営面積は4万2,598平方メートルになります。

第9項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

野菜を栽培し、設定期間は10年で、新規になります。

移転後経営面積は2,100平方メートルになります。

第10項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

野菜を栽培し、設定期間は10年で新規になります。

移転後経営面積は9,711平方メートルになります。

第11項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

野菜を栽培し、設定期間は10年で新規になります。

移転後経営面積は7万6431.61平方メートルになります。

第12項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

水稻を栽培し、設定期間は10年で新規になります。

移転後経営面積は2万2,520平方メートルになります。

第13項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

水稻を栽培し、設定期間は10年で新規になります。

移転後経営面積は9万2,488平方メートルになります。

第14項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

野菜を栽培し、設定期間は10年で新規になります。

移転後経営面積は1万3,958.66平方メートルになります。

第15項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

水稻を栽培し、設定期間は10年で、新規になります。

移転後経営面積は1,450平方メートルになります。

説明は以上となります。

議長

それでは質疑を許します。御質疑はございませんか。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。それでは、農業委員による採決を行います。

協第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、協第4号は、原案のとおり処理することに決定しました。

続きまして、報告事項として、「農地改良届出書の受理状況」を事務局から報告させます。

事務局。

事務局 池田

別冊になっております「農地改良届出書の受理状況」を御覧ください。

農地改良届出書の受理状況、令和6年3月21日から令和6年4月20日までについて説明いたします。

なお、これまで、総会前日まで受理していた分を報告しておりましたが、4条、5条届出に合わせまして、総会前月20日までに受理したものを報告させていただきます。

本日配付いたしました「農地改良届出書についての受理状況」及び、添付の航空写真を御覧ください。事業完了報告書の提出が1件ございました。

それでは、説明いたします。

第1項、申請地の畑に起伏が多数存在することから、客土を搬入し畑面を平坦にして作業の向上を図ることを目的として届出がございました。

11月上旬から工事着工予定となっております、令和6年2月1日を工事完了予定としておりましたが、悪天候と土の入荷が遅れたことから工期を延長しておりました。

3月22日に黒ボクを搬入し、完了したとして報告があったものです。

今後、6月に耕起、6月から7月に播種、10月に牧草の収穫を予定しております。

説明は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

次に、協議事項として、「令和6年度富士宮市農繁期臨時雇等賃金申し合わせ基準」について事務局から報告をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

令和6年度富士宮市農繁期臨時雇等賃金申し合わせ基準の報告となります。

本年度の農繁期の臨時雇等賃金の基準額案を作成しましたので、提出いたします。

金額につきましては、農家の負担が増加することが懸念されるため、基準額の決定は慎重に行っております。

本年度の案につきましては、静岡県の実業臨時雇賃金の平均額や富士市の金額、農協の基本作業料金、静岡県の最低賃金等が軒並み増額となっていることから、本市においても前年度から増額としております。増額幅については県平均を参考とし、富士市と同額といたしました。

なお、当該金額は、あくまで目安となりますので、地域の慣習や作業の内容に応じた実施をお願いいたします。

また、この内容につきましては、総会后、ホームページ及び広報「ふじのみや」へお知らせを記載し、また、富士宮農業協同組合、富士開拓農業協同組合、富士市農業委員会へ情報を共有いたします。

説明は以上です。

議長

それでは質疑を許します。御質問のある方の挙手をお願いします。

[挙手あり]

6番 佐野 均委員

この賃金に関してちょっとお聞きしたいんですけど。これは、8時間労働と考えていいですか。

1日当たりという。労働時間。

議長

常識的には8時間になってるか。

事務局 押尾主任主査

条件としては、1日実働労働時間というのが、8時間といったところがあるかと思います。

6番 佐野 均委員

わかりました。

議長

ほかにありますか。

よって、原案のとおり取り計らうことといたします。

これを持ちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総務会は、6月10日を予定しております。

以上を持ちまして、令和6年5月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

引き続き、農地利用最適化推進会議を行います。

午後1時31分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会

会 長

会議録署名人

2 番

会議録署名人

3 番